

等を主眼としたるはありませぬ下りた鈴木又
此氏が組合会に貴組合の代表者を仰招せし
たかうな理由を私の密囁の限りにはありませぬが
私の察する處には同日を單に東京市田の労働
組合の代表者を仰招せしは報告書の披露小東
京以外に所在の小组会を以て報告書をして
報告を仰達せし方ふが鈴木氏の意留ては
あかつたかと思ふれませぬ右説述する處にて
貴殿の仰疑同を余之に解せらるる事と存下り
かたや不審あらは私を主として説け申上
すす不申遠慮を申出さ下り貴殿が
此向致に對する仰疑念を服膺せし申披露
志は此多事を茲に感謝致すす者労働總

會の議程の性質に應じ労働代表及其顧問を
如何に兼配すべきかの向致に對し私に芽玉田玉
隆労働總会より申出さるる後井田氏に申上るる
處を以て貴報に所陳の處を聊か私の申説
に申上るる處と相違致すて居るかと思ひます
然し或は私自身も記憶の違ひもあるに計
るに申上るる處は此矢に付ては後白邊井氏に
仰言するに機會に若し私の申上るる處が私
の真の意味に多る處と相違して居る程も
是改めて訂正を申上るに付て居ります
組合の労働代表を祈ります

大正十三年二月九日
玉隆労働局東京支部